



小学校教員の勤務時間について

現在、国家的な施策として「働き方改革」が進められています。法整備も進んでおり、小学校でも様々な対応を迫られています。今回は働き方改革についての具体的な取組についてではなく、小学校教員の勤務の現状について、勤務時間に関する法律を基にして紹介します。

公立学校の教育公務員の勤務時間その他の勤務条件は、一部の規定を除き、労働基準法が適用される（地方公務員法第58条）ことから、同法の制約の範囲内で、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように、当該地方公共団体の条例で定められます。（地方公務員法第24条）

- ・勤務時間は1日7時間45分
- ・郡山小の勤務時間 8：30～17：00（17：00退勤）
うち休憩15：45～16：30
- ・超過勤務 教員には超過勤務という制度がありません。

給特法（正式名称は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」という法律があります。（昭和46年制定）この法律では、主に3つのことを定めています。

- ・教員には「教職調整額」という追加手当（給料の4%）を支払う。（給特法第三条）
- ・教員には残業代（時間外勤務手当・休日勤務手当）を支払わない。（給特法第三条第二項）
- ・教員には原則として残業を命じてはいけません。残業は政令で定める基準（超勤四項目）に従い条例で定める場合に限る。（給特法第六条）

給特法では、残業代を支払わないことを定めています。しかしその代わりに、残業を原則禁止し、例外的な残業（超勤四項目として「児童生徒の実習関連業務・学校行事関連業務・職員会議・災害等での緊急措置など」と定められている）も考慮して「教職調整額」を支給することにより、バランスをとっています。

上記のように定められており、制定当時の社会情勢においては実効性があったのですが、実際には児童下校後の業務が増えて超勤四項目以外での残業を余儀なくされ、更に児童の登校時刻と勤務開始時刻が近く、より早く出勤しようとする事による始業時の超過勤務の問題もあり、教員の労働環境は近年悪化してきました。

残業代（給特法）の問題とは別に、「時間（休み）」は必要です。過剰な早朝出勤をしないこと、勤務時間終了後の退勤、休日、これらはいずれも当然の権利であり、健康に働き続けるためには欠かせないものです。

前述の通り、教員に限らず、「働き方改革」は労働者の当然の権利と健康で持続可能な働き方を保証するための国家的な喫緊の取組であり、それを受けた仙台市教育委員会の方針に基づき適正な勤務時間管理を徹底することが校長に求められています。もはや、一校の校長の責任や権限を超えた次元であり、これまであたりまえのように行われてきたことでも看過できず、更に、逆行することは決して許されない時代になったと感じています。

校内においては、出勤・退勤時刻の適正化、会議の精選、組織的対応により個々の職員の業務負担軽減を図ること等を通して超過勤務時間の削減に努め、職員の心身の健康を守ることは急務であり、それは、直接教育を受ける子供たちのためでもあります。

担任は一人で毎日5～6時間の授業を受け持っており、翌日の授業準備を毎日放課後に行っています。教科指導だけでなく、会計や各種事務処理も担っています。日々の生徒指導（子供同士のトラブル対応）や保護者の皆様との連絡は学校にとって極めて重要であり、それも怠ることはできません。学校としては、実りある授業や遺漏のない事務処理、児童や保護者の皆様との信頼関係構築を目指して努力を続けて参ります。しかしながら、働き方改革や教員の勤務実態についてもご理解いただき、可能な範囲でご協力をいただければ幸いです。

..... 切り取り線
学校の教育活動への御意見・御要望・御提案、御感想、校長に知らせたいこと など

2021年10月22日（ ）年（ ）組 児童氏名